



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会社名 株式会社ハーバー研究所
代表者名 代表取締役会長 小柳 昌之
(コード: 4925)
問合せ先 取締役財務・経理部担当兼ディレクター
宮崎 一成
(TEL. 03-5296-6250)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」への移行及び「定款の一部変更」について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、「監査等委員会設置会社」への移行及び「定款の一部変更」につきましては、平成 27 年 6 月 21 日開催予定の第 32 回定時株主総会にて承認されることを条件として実施いたします。

また、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「代表取締役及び役員の異動に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することにより、業務執行の適法性・妥当性の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るものであります。

2. 移行の時期

平成 27 年 6 月 21 日開催予定の第 32 回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規程の追加、監査役や監査役会に係る規程の削除、取締役や取締役会に係る規程の変更等、所定の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

4. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 (予定)	平成 27 年 6 月 21 日 (日)
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 27 年 6 月 21 日 (日)

定款変更の内容

(変更箇所は、下線の部分であります。)

現 行 定 款	変 更 後
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 10 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、<u>12名</u>以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 10 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>12名</u>以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 後
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、取締役の全員が取締役の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役の全員が取締役の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 後
<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第28条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。）</u></p> <p><u>2. 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規程により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規程により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規程する額とする。</u></p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(員数)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	
<p><u>(選任方法)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	
<p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 後
<p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p>(監査役会の決議方法)</p>	(削除)
<p><u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p>(監査役会の議事録)</p>	(削除)
<p><u>第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	
<p>(監査役会規則)</p>	(削除)
<p><u>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	
<p>(報酬等)</p>	(削除)
<p><u>第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p>(監査役の責任免除)</p>	(削除)
<p><u>第38条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>	
<p><u>2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の権限)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第30条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規則)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 後
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>41</u>条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>42</u>条～第<u>45</u>条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>35</u>条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>39</u>条（現行どおり）</p>

以上